

随意契約理由書

件名	須磨ヨットハーバーエレベータ設備改修工事	
契約の相手方	東芝エレベータ株式会社	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当	
随意契約の理由 本工事は、須磨ヨットハーバー施設に設置されているエレベータ1基の機器(制御・モーター装置・かご内装・扉等)更新にかかる工事である。 本工事は、当該施設の建築構造体を変えずに行う工事である。また、更新機器類と既存設備とを一体のシステムとして機能させる必要があり、施工後においても、性能保証ができる既存設備メーカーである上記業者でなければ不可能である。 以上の理由により、上記請負人と随意契約を行うものである。		
担当部署 (問合せ先)	港湾局 工務課 設備係	(電話番号 595-6320)